６世介保第３２６９号

令和６年１１月２５日

居宅介護支援事業所　管理者　各位

高齢福祉部介護保険課長

谷澤　真一郎

**令和６年度下半期東京都主催認定調査員新規研修開催について**

日頃より当区の介護保険事業にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

認定調査員新規研修におきましては、東京都からの通知に基づき、令和６年度下半期

においても上半期と同様、ｅ－ラーニングによる参集によらない研修形式にて実施させて頂きます。事業所様におかれましては下記３に定める期間、下記の通り研修を実施いたしますので、受講生の推薦方よろしくお願いいたします。

記

１．研修教材

原則、下記ＵＲＬからご自身でアクセスし、履修します。

（１）「要介護認定　認定調査員テキスト２００９改訂版」

　　　　<http://www.nintei.net/text.html>

　　　　冊子を希望の場合は、受講申込書のテキスト希望欄の「有」を選択して下さい。

　（２）厚生労働省要介護認定適正化事業ＨＰ研修動画

　　　・「認定調査の基本的な考え方」講義動画（認定調査員能力向上研修会／東京会場（平成２６年７月１６日）の講義模様、１時間２４分５０秒）

　　　・「介護認定審査会の手順と特記事項の書き方」解説動画（２０分１０秒）

　　　・ｅラーニングに収載されている動画（１時間１１分５０秒）※

　　　　<http://www.nintei.net/document1.html>

　　　　※ｅラーニングシステムの「学習教材」にも同じ教材が収載されています。

　（３）認定調査員向けｅラーニングシステム

　　　　<http://www.nintei.net/e-learning.html>

２．受講方法

（１）受講を希望する方は、「令和６年度下半期認定調査員新規研修 申込書」を区のホームページからダウンロードの上、介護認定審査事務係までメールでお送りください。

送付先：SEA02061@mb.city.setagaya.tokyo.jp

（受講申込書は、世田谷区のホームページでご確認ください。)
<https://www.city.setagaya.lg.jp/02061/2316.html>

ホーム > 検索メニュー> 福祉・健康 > 高齢・介護 > 介護保険事業者向け情報 >

介護事業者の方へのお知らせ > 要介護認定調査委託事業所向け情報 ）

（２）世田谷区から「認定調査員向けｅラーニングシステム申込ページ」のパスワードを、電子メールにて送付します。

（３）申込ページのパスワードを受領後、ｅラーニングのアカウント登録を行い、ログインＩＤ及びパスワードを取得します。（別添「【新e-ラーニングシステム申込方法】（認定調査員向け）」を参照）

（４）ログインＩＤ及びパスワードの取得後、１の「研修教材」について、次の順番で履修します。（別添「厚生労働省 認定調査員向けｅラーニングシステム 操作マニュアル」を参照）

　　　①１（１）の認定調査員テキストを読み込み、記載内容を理解します。

　　　　↓

　　　②１（２）で指定する動画を全て視聴し、内容を理解します。

　　　　↓

　　　③１（３）の認定調査員向けｅラーニングシステムに収載されている「問題集」のうち、次の３つの問題をシステム上で回答します。

　　　　・事前アンケート

　　　　　↓

　　　　・全国テスト

　　　　　↓

　　　　・初学者問題集

（５）受講した方は研修教材を履修後、「認定調査員向け講座」のページでご自身の履修結果として、①「事前アンケート」、「全国テスト」及び「初学者問題集」の履修評定の結果が『完了』になっていること及び②ご自身の氏名が記載されていることを確認し、ＰＤＦファイルに保存します（「別添\_研修修了後のｅラーニング結果の区市町村への報告」を参照）。

（６）「令和６年度下半期認定調査員新規研修 受講アンケート」を事業所でとりまとめの上、メールでお送りください。

送付先：SEA02061@mb.city.setagaya.tokyo.jp

**※メール件名は「（事業所名）認定調査員新規研修修了報告」、
ファイル名は「（事業所名・氏名）受講アンケート」と表示してください。**

（受講アンケートは、世田谷区のホームページでご確認ください。)

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02061/2316.html>

ホーム > 検索メニュー> 福祉・健康 > 高齢・介護 > 介護保険事業者向け情報 >

介護事業者の方へのお知らせ > 要介護認定調査委託事業所向け情報 ）

(７)　アンケートを受領後、受講申込書にご記入いただいたメールアドレスあてに共有リンクのＵＲＬを送付します。案内に従って、２(５)で保存した受講結果のＰＤＦをご提出下さい。

（８）上記(１)～(７)が完了後、世田谷区から東京都へ受講結果を報告、研修修了者名簿に登載し、修了証を発行します。修了証書が世田谷区経由でお手元に届いた時点から、認定調査員としての調査が可能となります。修了証書の発行には、(７)の提出から**３０～４０日程お時間を頂きます。**お急ぎの場合は、早めの受講をお願いします。
また、研修内容を補足する下記研修資料を世田谷区から配布します。
補足研修資料
・認定調査員ハンドブック２０１９
・認定調査員ハンドブック　別冊　問いかけ編

３．実施期間

　　令和６年１１月２５日～令和７年３月１４日まで

４．申込・提出期限

申込

**令和７年２月２８日(金)まで**

受講結果・アンケート提出

**令和７年３月１４日(金)まで**

４．研修フロー図

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **事業所（受講者）** | **世田谷区** | **東京都** |
| 1. 受講申込

　　　　　　　　　(３)ｅラーニング登録　　　　　　　　　　　(４)①テキスト読了　　 ②動画視聴　 ③ｅ－ラーニングテスト　　　　の回答　(５)④受講結果の確認・保存　(６)⑤アンケート提出共有リンクに受講結果のPDFを提出　　　　受領　　　　　　 ↓　　　　　　**保管****調査可能** | ☆研修の周知・受講募集(２)ｅラーニング登録用パスワードを送付(７)アンケート受領　 ・共有リンクURL送付受講結果確認 | 受講結果確認・修了者名簿登載・修了証送付 |

５．その他

（１）本通知に係る取扱いは、今後の国の通達、東京都の通知及び社会情勢等により変更することがあります。変更する場合には、改めてホームページでご案内いたします。

（２）研修に関してご不明な点や確認事項がある場合は、下記担当までお問い合わせください。

＜担当＞

世田谷区高齢福祉部介護保険課介護認定審査事務係

電　話：０３－５４３２－２９１２

ＦＡＸ：０３－５４３２－３０５９

ｍａｉｌ：SEA02061@mb.city.setagaya.tokyo.jp

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　落合